

種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業における運用基準

令和5日軽協第441号
令和5年7月10日
公益社団法人日本軽種馬協会

第1. 趣旨

種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業実施要領（令和5年7月10日付令和5日軽協第441号）に基づき実施する輸送費及び飼養管理費に係る事業については以下により運用する。

第2. 協会が指定する助成対象馬の繋養地の団体

第4の（6）の指定団体は次のとおりとする。

指定団体	地 域
日高軽種馬農業協同組合	北海道日高振興局管内全域
胆振軽種馬農業協同組合	北海道胆振総合振興局、渡島総合振興局、石狩振興局管内
十勝軽種馬農業協同組合	北海道十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局、オホーツク総合振興局管内
東北軽種馬協会	青森県、岩手県、秋田県、宮城県
千葉県両総馬匹農業協同組合	福島県を含む関東地域
九州軽種馬協会	九州地域

第3. 飼養管理費

第7の（2）について

受託管理者と所有者が同一生計親族（あきらかに同一経営体又は同一経営体で親子、兄弟等）の場合は、飼養管理費は助成対象から除く。

第4. 配合変更に伴う取扱

第8（2）について

- （1）協会の都合で種馬場種牡馬以外の種牡馬へ配合変更した場合、種馬場長は種付ができなかった旨の証明書を発行する。
- （2）助成対象馬が種馬場種牡馬を種付し、種牡馬変更のため他の種馬場種牡馬に種付するため受託管理者を変更した場合は、助成対象となる飼養管理日数は通算する。

附 則

- 1 この運用は令和3年2月10日から実施する。
- 2 この運用の施行に伴い、種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業実施要領・運用について（平成24年1月4日付24日軽協第6号）は、令和3年2月10日をもって廃止する。
- 3 この運用は、令和5年7月10日から実施し、令和5年4月1日から適用する。